

## 「横浜市議会基本条例」を制定

横浜市会では、市会運営委員会、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会での協議、市民の皆様からのご意見を踏まえて、このたび、議会の基本的事項を定める「横浜市議会基本条例」を制定しました。

### 横浜市議会基本条例の概要

※ 条例全文については別添参照

#### ◆目的

議会・議員の役割を明らかにし、議会に関する基本的な事項を定め、市民の代表としての議会・議員の活動のより一層の充実・活性化を図り、市民の負託に応えることにより市民福祉の向上・市の発展に資することを目的とする。

#### ◆基本理念

議会は市長と対等の立場の議事機関であり、市長等の事務に対する監視・評価、政策立案等の機能を持つ機関として、市民の多様な意見を把握し・市政に反映できる特性を生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現する。

#### ◆主な内容

- 議会・議員の役割・活動原則
- 市民と議会との関係
- 議会の災害対応
- 政治倫理等
- 議会運営の原則
- 議会と市長との関係
- 議会の体制整備
- 他の条例等との関係、見直し等

#### ◆横浜市議会基本条例の主な特徴

- 議会の議決すべき事柄（議決事件）を①基本構想、②基本計画、③市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める、期間が3年以上で特に重要な計画等にもまで拡大
- 議会の災害対応として、災害時の体制の整備、災害時の議会・議員の役割を規定
- 区行政との関わりとして、個性ある区づくりの推進に係る予算や区の主要事業について、区において選出された議員でつくる区づくり推進横浜市会議員会議で協議することを規定

#### ◆施行日

平成 26 年 4 月 1 日

#### お問合せ先

議会局議事課長	屋代 英明	Tel 045-671-3005
議会局総務課広報・報道等担当課長	濃野 誠	Tel 045-671-3079

### 《参考》これまでの主な検討経過

- 平成 23 年 5 月 「横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会」設置  
24 回の委員会協議（有識者ヒアリングを含む）、他都市視察等を実施
- 平成 25 年 5 月 調査特別委員会報告書を議長宛てに提出、市会運営委員会に条例制定依頼  
6 月～ 市会運営委員会において条例制定に向けて協議  
12 月～ 条例素案に関する市民意見募集を実施
- 平成 26 年 2 月 市会運営委員会において市民意見を踏まえた修正案協議、条例提案、議決

## ■市民意見募集の結果概要

<b>実施期間</b>	<b>平成 25 年 12 月 13 日(金)～平成 26 年 1 月 14 日(火)</b>		
<b>受付件数</b>	<b>65 件</b>		
年代	20代…11 / 30代…6 / 40代…7 / 50代…6 / 60代…13 / 70歳以上…18 / 無回答…4		
市内・市外（在住・在勤別）	市内…50（在住・在勤36・無回答14） / 市外…10 / 無回答…5		
応募方法	郵送…25 / 持参…1 / FAX…7 / メール…13 / 市会ホームページ…19		
<b>意見件数</b>	<b>202 件</b>		
条例素案全体	34 件	第5章 議会と市長等との関係	8 件
前文	7 件	第6章 議会の災害対応	8 件
第1章 総則	5 件	第7章 議会の体制整備	21 件
第2章 議会及び議員	10 件	第8章 政治倫理等	24 件
第3章 議会運営	7 件	第9章 補則	8 件
第4章 市民と議会	52 件	素案の内容以外に関するもの	18 件
<b>○いただいたご意見の反映状況</b>			
条文の修正に反映させたご意見			6 件
条文の修正は行わず、運用での対応に反映させるご意見			10 件
条文の修正は行わず、今後の参考にさせていただきご意見			31 件
趣旨が素案の趣旨の内容に含まれていると考えるご意見、又は、ご意見として何うもの			132 件
条文の内容にご賛同いただいたご意見			23 件